

第33回 国際交流の集い
飲食出店者募集要項

世界の多様な人々との交流を通じて、相互の国際理解を深め、多文化共生社会を実現するため、第33回国際交流の集いを開催します。その中で、いろいろな国の料理や高崎の郷土料理を販売して下さる飲食出店者を募集します。集いを盛り上げて下さる飲食店の方、是非ご参加ください。

1. 開催概要

(1) 開催日時

令和7年10月12日(日) 11:00~15:00

(2) 場所

ビエント高崎(問屋町2-7) ビッグキューブ(屋内)及び建物前スペース(屋外)

(3) 主催

高崎市国際交流協会 国際交流の集い実行委員会

2. 募集内容

(1) 出店内容

A)世界の料理(群馬県内の飲食店)

B)高崎市の郷土料理(高崎市内の飲食店)

※応募資格として、集いの趣旨に賛同し、営業許可証を持つ飲食店

(2) 出店料 無料(但し、運営ボランティアへの割引サービス等を提供すること)

(参考) 令和6年度来場者数:約2,000人 出店数:12店

(3) 店舗数

15店舗(屋内5店舗、屋外10店舗)(予定)

3. 申込方法

(1) 申込期限

令和7年8月15日(金曜日)17:00

(2) 申込方法

メール、FAX、郵送又は窓口にて書類を提出

※事務局への申し込みについては、本募集要項「9.お問い合わせ先」を参照

(3) 提出書類

① 必要物品調査票【様式1】(屋内はシートA、屋外はシートB)

② 提供品目一覧票【様式2】(テントのみ)

③ 営業許可証(写)

④ 食品衛生責任者証(写)

⑤ 提供商品写真データ

(4) 出店決定日

令和7年9月5日(金)

4. 選考方法

- 申込多数の場合は実行委員会で選考します。
- 選考となった場合、料理の種類等、総合的に判断した上で、高崎市内の店舗を優先的に採択しますので、市外からお申し込みの方はご理解の上、お申し込みください。

5. 出店方法

- 屋内(ビエント高崎ビッグキューブ内)または、屋外(テントまたはキッチンカー)での出店です。
- 屋内は、電気や火を使用しない食品(菓子、パン、お弁当、総菜、飲み物等)のみ販売可能です。屋内は、備品(イス1脚100円、長机1台300円、パーテーション1枚 1,000 円)が使えます(有料、要事前申請)。
- 屋外はテントまたはキッチンカーでの出店です。
屋外では、イスや机、テントなどの備品や電源設備は、各店舗でご用意ください。

6. 出店場所

- 屋内、屋外の出店場所については、実行委員会で決定いたします。

7. 搬入出時間(予定)

10月12日(日)

- 搬入:8:30~10:30
- 搬出:15:00~16:00

※搬入車はビエント高崎の駐車場(無料)をご利用ください。

当日以外の荷物の搬入や出店準備はできません。

8. 留意事項(重要:必ずお読みください)

(1) 全般事項

- ① 必要物品調査票及び提供品目一覧票(テント内の調理のみ)は、保健所へ提出する重要な書類となりますので、漏れのないように記入してください。(記入漏れがあった場合には、ご要望に対応できない場合があります)
- ② 出店にあたっては担当者の指示に従ってください。従えない場合には開催中でも主催者の判断により出店をやめていただくことがあります。
- ③ 出店にあたっては、万が一に備えて、各自必要な損害保険(生産物賠償責任保険含む)に加入してください。出店者による過失により賠償責任が発生した場合は、出店者が負うものとします。
- ④ 荒天、事故、天変地異等により開催を中止する場合があります。中止の場合のみ、当日の朝7時に連絡します。その際に発生する出店者の経費、補償等出店者が被る被害に関しては、主催者は一切の責任を負いません。予めご了承ください。

(2) 衛生・販売関係について

- ① 保健所への申請は、必要物品調査票及び提供品目一覧票(テント内の調理のみ)とともに、事務局で行います。
- ② 販売する品目に必要な全ての営業許可証(写)と食品衛生責任者証(写)を提出してください。
- ③ 酒類の販売について、所轄税務署長への申請が必要な場合は、出店者で申請してください。

(未開封のまま酒類を販売する場合は、税務署への届け出が必要となります)

- ④ 販売可能な品目については、別紙1「高崎市催事等取り扱い可能品目」(催事等で取り扱い可能な食品)を参照してください。
- ⑤ 販売にあたっては、関係法令を遵守し、衛生面に細心の注意を払い、食中毒などの発生防止に努めてください。別紙2「食べ物を調理・試食・販売する皆さんへ」の注意事項をご確認ください。
- ⑥ テント等で販売をする場合は、店舗の三方向(右横、左横、後ろ)をテントで囲ってください。テント内に、手洗い場(ポリタンクバケツ、石鹼、手指消毒)を設置し、衛生管理に努めてください。
- ⑦ 保健所の指導により出品品目の調整をお願いする場合があります。
必ず、高崎市保健所 HPI「催事(イベント)等における食品の取り扱いについて」を確認してください。
<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3633.html>
- ⑧ メニュー(アレルギー品目)や値段表は、各店舗で用意し、テント前に必ずわかりやすく表示してください。
- ⑨ 事前に申請した品目以外の販売はできません。
- ⑩ イベント時間内(11:00~15:00)のみ販売可能です。

(3) 消防関係について

- ① 屋外で火気等を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。(ABC 粉末3型以上、または同等品で使用期限内のもの1本。スプレー式消火器不可)また、防火のため、焼き台の下にはブロックかレンガを必ず敷いてください。イベント当日、消防による火気使用に関する現地確認が入ります。
- ② 屋内では、火気等は使用できません。

(4) ごみの処理について

- ① ゴミ箱は必ず各店舗で、ふた付のものを用意してください。
- ② 開催中に発生したゴミや廃油等は、各店舗の責任でお持ち帰りください。

9.お問い合わせ先 (主催者)

高崎市国際交流協会 国際交流の集い実行委員会事務局:山崎、瀬下

住 所:〒370-8501 高崎市高松町35-1 (高崎市役所2階国際課)

電 話:027-321-1201

FAX :027-330-1819

メール:office@takasaki-irs.org